

那覇市市有地分筆測量業務委託（寄宮 3 丁目 1 番 1）に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び第 167 条の 5 の 2 に基づき、事後審査型制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、つぎのとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市市有地分筆測量業務委託（寄宮 3 丁目 1 番 1）
- (2) 履行内容：業務内容（別紙 1）仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和 6 年 12 月 19 日まで
- (4) 様式等：那覇市ホームページからダウンロード

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないものであること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 那覇市に本店、または支店があること。
- (4) 次のア・イ・ウに挙げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人にあつては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であること。
 - イ 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
 - ウ 本市法制契約課の令和 6 年度入札参加資格者名簿に登録があり、予定された入札日及び委託期間が登録の有効期間の範囲内であること。※ 市ホームページの「令和 5 年度・6 年度登録業者一覧 委託【測量】」でご確認ください。
- (5) 土地家屋調査士又は測量士の有資格者を有する者であること。
- (6) 主任技術者について、土地家屋調査士又は測量士の有資格者を配置できる者であること。
- (7) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続

き開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていないものであること。

(9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。（8）に該当するものを除く。）

(10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 入札説明会について

入札説明会は行いませんので、入札心得及び仕様書を熟読してください。

5 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

（別紙 2）質問書を管財課宛に e-mail 又は FAX で送信すること。

※メール又は FAX 送信後、必ず確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和 6 年 7 月 12 日（金）午後 5 時

(3) 回答方法

令和 6 年 7 月 19 日（金）までに那覇市ホームページへ掲載する。

質問の提出がない場合は、回答の掲載は行いません。

6 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札開札日

令和 6 年 8 月 7 日（水）午後 2 時

(2) 入札場所

那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1-1-1）5 階 501 会議室

7 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

(1) 入札方法

入札書による紙入札

※入札金額は消費税及び地方消費税額を含めない金額を記入すること。

(2) 入札時提出書類

ア （別紙 3）入札書

イ 代理人が入札する場合にあつては（別紙 4）委任状

ウ 印鑑証明書 複写可

(3) 落札者の決定

ア 入札ならびに開札後、落札候補者を決定する。落札候補者は資格審査

書類を提出し、入札参加資格の条件をすべて満たすことが確認できた場合、その者を落札者とする。

※詳細は（別紙5）一般競争入札心得を参照

イ 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は指定された期日までに次の書類を提出すること。

- (1) (別紙6) 入札参加資格審査申請書
- (2) (別紙7) 誓約書
- (3) 土地家屋調査士又は測量士の資格者証の写し
- (4) 登記事項証明書（履行事項全部証明書・写し可）
- (5) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書・写し可）

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印（代理人の場合は代理人の印）を欠く入札
- (5) 入札書の表示金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理を
なした入札
- (9) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条第9号により免除する。

11 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画グループ（担当：比嘉）

TEL:098-862-9904 FAX:098-862-9352